

臥竜公園エリアにおける「官民連携リノベーションによる活性化事業」に関するアンケート調査

臥竜公園エリアにおける官民連携リノベーションの検討に向け、アンケート調査へのご協力をお願いします。今回の調査で知り得た個人情報等は、調査の目的以外には使用いたしません。回答いただいた調査票やデータについても適切に処分・管理し、調査の目的以外に利用することはありません。 臥竜公園管理事務所

Q1：臥竜公園エリア（裏面参照）でよく利用する施設とその頻度を教えてください。

施設名	頻度(週に〇回・月に〇回等)	施設名	頻度(週に〇回・月に〇回等)
①臥竜公園		⑦市営野球場	
②須坂市動物園		⑧臥竜公園庭球場	
③勤労青少年ホーム創造の家		⑨南部地域公民館	
④勤労青少年体育センター		⑩臥竜山公会堂	
⑤弓道場		⑪百々川緑地 (マルチゴルフ場)	
⑥県民運動広場			

Q2：臥竜公園エリアの魅力は何だと思いますか。

--

Q3：臥竜公園エリアの魅力・価値向上するためには何が必要だと思いますか。該当するもの全てに〇をつけて下さい。

①四阿等の休憩施設	④アウトドア・BBQ等が楽しめる施設	⑦広報活動・情報発信
②子どもが遊べる遊戯施設	⑤カフェ・レストラン等の飲食施設	⑧音楽やスポーツ等のイベント
③既存施設の改修	⑥コンビニ・売店等の物販施設	⑨その他()

Q4：臥竜公園エリアでやってほしいこと、やってみたいこと、出来たらいいなと思うことはありますか。

--

Q5：臥竜公園エリアでリニューアルが望ましいと感じる施設はありますか。理由もお教えてください。

施設名(Q1から選んでください)	理由

Q6：臥竜公園エリアのリニューアル案として希望する内容はありますか。該当するもの全てに〇をつけて下さい。

①トイレの改修	⑤竜ヶ池へ水上スポーツ・アスレチックの設置
②園路のバリアフリー化	⑥竜ヶ池を芝生広場に変更
③授乳スペースの改修・新設	⑦百々川緑地へキャンプ場を設置
④臥竜山へアスレチックアクティビティの設置	⑧その他()

Q7：本日の映画上映会の満足度はいかがでしょうか。感想をお教えてください。

満足度 該当するものに〇をつけて下さい。	①大変満足 ・ ②満足 ・ ③不満 ・ ④大変不満
感想や要望など	

お住まい	①須坂市内・②須坂市外(_____ 都・道・府・県 _____ 市・町・村・郡)		
性別	①男性 ・ ②女性	年齢	①10歳代・②20歳代③30歳代 ④40歳代・⑤50歳代⑥60歳代⑦70歳以上
講演会を知ったきっかけ	①ホームページ・②チラシ・③知人の紹介・④その他()		

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

**臥竜公園エリアにおける「官民連携リノベーションによる活性化事業」
PT 意見交換会のアンケート**

Q1：PTに参加して、官民連携事業に対する理解度についてお答えください。

①官民連携事業の考え方 (パブリックマインドの民間とプライベートマインドの行政等)	①理解が進んだ・②変わらない・③理解することが難しかった
②官民連携に関する制度の知識 (指定管理者制度、P-PFI制度等)	①理解が進んだ・②変わらない・③理解することが難しかった
③官民連携する効果 (サービス向上、施設価値向上等)	①理解が進んだ・②変わらない・③理解することが難しかった

Q2：参加した講演会・上映会を教えてください。

① 令和元年 12月 18日(水) 清水 義次 講演会「公民連携で行うまちのリノベーション」
② 令和2年 1月 26日(日)「いのちスケッチ」の上映会
③ 令和2年 1月 30日(木) 椎原園長 講演会「これからの動物園」

Q3：今回のPTに参加して、臥竜公園エリアの民活導入に関心を持ちましたか。

関心度 該当するものに○をつけて下さい。	①関心を持った・②どちらでもない・③特に関心を持たなかった
理由	

Q4：臥竜公園エリアに民活導入するにあたって、引き続き参画・協力したいと思いますか。

参画・協力意欲 該当するものに○をつけて下さい。	①参画・協力したい・②どちらでもない・③参画・協力しない
理由	

Q5：今回のPTの満足度、良かった点、改善すべき点などがあれば教えてください。

満足度 該当するものに○をつけて下さい。	①満足 ・ ②どちらでもない ・ ③不満
良かった点	
改善すべき点	

名前： _____

参 考 資 料

3.官民連携プロジェクトチームの運営に関する資料

須坂市先導的官民連携支援事業プロジェクトチーム勉強会
2019年11月8日(金)
須坂市役所



新しい公園経営の進め方について

- ① 全国の魅力ある公園の紹介
- ② 経営的視点からのアプローチ
- ③ 公園における民間活力導入の動向

町田 誠 (前国土交通省 公園緑地・景観課長)
千葉大学園芸学部・横浜市立大学国際教養学部非常勤講師

須坂市 都市公園一覽

種別	名称	位置
総合公園	臥竜公園	須坂市臥竜二丁目4番8号
都市緑地	百々川緑地	須坂市大字野辺541番ロー1
近隣公園	望岳公園	須坂市望岳台27番
	中央公園	須坂市大字須坂1048番1
	旭ヶ丘公園	須坂市旭ヶ丘1番81
	八幡公園	須坂市壘坂一丁目1591番
	森田公園	須坂市大字日滝1128番
	長者公園	須坂市大字塩川659番6
	田の神公園	須坂市田の神3番
街区公園	北山道公園	須坂市大字小河原2073番3
	蒔田公園	須坂市大字小山2608番
	宮原公園	須坂市大字日滝965番6
	八木沢公園	須坂市大字須坂869番3
	塩川上部公園	須坂市大字塩川465番1
	長者西公園	須坂市大字塩川7番1
	郷原公園	須坂市大字日滝5511番3
	北旭ヶ丘公園	須坂市旭ヶ丘10番3内



国内外からここで見ることができない絶景を見に訪れる
【国営ひたち海浜公園】

観光
観光振興の
拠点となる
都市公園

公園は、
観光客を魅了します
四季折々の草花が、国内外から訪れた人々の目を惹きつける
魅力的な施設や遊具が多くの人を惹きつける
地域の歴史遺産を活かした公園が、観光客に地域の歴史、文化を伝える
都市公園は、地域の、日本の観光資源として魅力を活性化させています



【ふなばしアンテメル公園(新潟市)】

「日本3位」の
テーマパーク

「2015年日本の人気テーマパーク」(主催：東京大学の旅行コンテスト「サイバー公衆」)で第3位を獲得しています
公園としては、第3位を獲得しています



【モエレ沼公園(札幌市)】

自然とアートの融合

理立風分場が、イサム・ノグチの設計による自然とアートが融合した美しい公園として生まれ変わり、多くの観光客で賑わう場所となりました



【金沢城公園(金沢市)】

歴史的な文化遺産を
後世へ

明治期に消滅した金沢城三御門が、134年ぶりに往時の姿を取り戻した
北陸新幹線の開業も相まって、石川県の観光地としての地位が確立されています



周辺施設と一体となったイベント「水と緑のEvening Bar!!!」
【新宿中央公園(東京都新宿区)】

活力
地域活性化、
にぎわい創出

公園は、まちに
にぎわいをもたらします

都市公園は、無数なオープンスペース
たくさんの方が集まれる空間
都市公園の個性を、都市の個性に感じて発
揮すれば、まちに活力が、にぎわいが、新
たな魅力が生まれます

スポーツの
熱気に触れる

大砲城をバックに繰り広げられた男女の熱空バトンは多くの観客を魅了しました
レッドアル・エックス
ファイターズ大砲
【大砲公園(大塚市)】



人と木が
出会う場に

市民が思いを込めて整備した木が、新たな出会いを待っています
アウトドアライブラリー
【東瀬園地(神戸市)】

満月の夜は公園に

満月の夜の土曜日にだけ公園に集まる特別BAR
ソムリエが選ぶワイン、深
く勝負はからずにはな
らない料理を自分でに
ごむり
【西川緑道公園(岡山県)】





【長井湖の手公園（柳井町）】

農と海の体験パーク
農業体験・食の体験、動物や自然とふれあえる公園やPTA事業で整備し、運営しています



【豊砂公園（千葉市）】

商業施設と一体的な管理運営
イオンモール(株)が千葉市から管理許可を受けて公園のイベントの開催や利用調子を実施



【宮古運河環水公園（富山県）】

世界一美しい・・・
運河の景観を活用した風光明媚な公園に抽出したスターハックス
社内のストアテクノロジーインフラを最優秀賞を受賞し、「世界一美しいスターハックス」として知られています



民間レストラントラントモンテラス広場の清掃、植栽も管理
【西麻社の御神公園（福岡市）】

公園は、様々な工夫でつくられ、運営されています

レストラン、カフェ、水遊館・・・都市公園の個性を活かした、多様な施設が、多様な主体により整備、運営されています
より良い空間、より良いサービス、より効果的に提供していく、これからは都市公園の課題は続きます

**民間活力
民間のノウハウを取り入れた公園の整備・運営**

古部の風格を守り、伝える
世界遺産「古都奈良の文化財」と、これらを取り戻す種大で豊か多様な自然美が調和し、日本の古部の風格を今に伝えていきます
文化財を保存し、活用する
歴史的建造物である園の登録文化財を保存、活用し、伝統文化を継承しています



【近代和風住宅（数寄屋風）の田舎（茨城県）】
庭園や茶室を活用した日本の伝統文化を論じおの雇し物を開催



【明治期の西洋館（コリアン様式）甲斐湖山治部】
近隣ホテルと連携したブライトスタイル撮影を推進
【舞子公園（兵庫県）】



伝統の技術を後世に伝える

地域の伝統的芸術品である「彫出」製造を、地元の子供が継承しています
【一畑公園（兵庫県）】



【奈良公園（奈良県）】

公園は、日本の歴史・文化を継承します
地域の歴史的資源、文化財を保存、活用
地域の文化や伝統を後世に継承
都市公園は、日本や地域の歴史・文化を将来世代に伝えます

**文化
歴史的な風景の伝承、文化芸術や技術の継承**



【びわこ地味市民の森（滋賀県）】

市民と一緒に森を育てる
これまでに植えた苗木は約6万本
延べ1万6千人が、若木時代に渡る「豊かな森」の再生に向け、世代を超えて汗を流しています



【熊浜市】

**公園から
きりを広げる**
公園の清掃、除草など日常的管理を行っている公園愛護会
公園がきれいになることで、地域がきれいになります



【西品治部公園（鳥取市）】

公園を一緒につくる
地域住民が一緒に公園を愛生北
一緒につくれば、公園はもっと地域に愛される公園になります



市民が育てた世とりの花が、地域に彩りを添える（広島市）

公園は、市民がつくり育てています

市民参加による公園の整備・管理
都市公園は、全国に約10万箇所
都市公園の維持管理に継続的に参加している地域住民の団体数は、全国に約5万団体
都市公園は、多くの市民に支えられています



**公園で
やれる
こと**

公園はいちばん緩やかな都市公共空間 法令の理解・法令どおりで運用して欲しい

■ 大概のものが立地可能 (公園施設)

- ・ 公園施設：幅広い規定 (一部条例委任)
- ・ 建ぺい率：順次緩和 ⇒ 条例委任
- ・ 占用許可物件：順次緩和 ⇒ 仮設物は条例委任
(H29法改正：保育所等の社会福祉施設を追加)

■ 地方公共団体以外の者 (民間) も公園施設を置ける

- ・ 設置管理許可制度 (S31から・M6から)

■ 指定管理者制度が定着

■ 大概のことがやれる 首長の裁量 (条例で規定)

公園に置けるもの・置けないもの

都市公園法第2条第2項「公園施設」

都市公園の効用を全うするため

都市公園に設けられるもの

都市公園法第32条「私権制限」

都市公園を構成する土地物件については

私権を行使することができない

明らかに設置できないもの

(公園施設・占用許可物件・兼用工作物で読めないもの)

住居・オフィス・病院・学校・役所の庁舎 くらい

都市公園に置いて良いもの (公園施設)

- 一 園路及び広場
- 二 噴水、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- 四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの

- 一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ポート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、浴室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
- 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設

六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの

- 一 植物園、温室、分区分園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
- 二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設

七 売店、喫茶場、便所その他の福祉施設で政令で定めるもの

- 一 飲食店 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和二十三年法律第百二十二号) 第二條第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く)、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。

八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの

- 九 前号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

都市公園の建蔽率緩和

特例 +20% (令第6条第2項1号)

- ・ 教養・文化施設で
 - 文化財保護法に基づき指定された建築物
 - 景観法に基づき指定された建築物
 - 歴史まちづくり法に基づき指定された建築物

※第6条第1項1号及び2号に該当するものをめけて整備する場合でも、特例は40%まで。

[H16・H20改正]

特例 +10% (令第6条第2項)

- ・ 屋根付き広場、壁を有しない雨天運動場
- ・ その他の高い開放性を有する建築物

[H5改正]

特例 +2% (令第6条第3項)

- ・ 仮設公園施設

[S31当初]

通常 2% (法第4条第1項)

- ・ 公園施設として設けられる建築物

[S31当初]

平成23年法改正 (地方分権一括法)
「法で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定める割合の範囲内」

特例 +10% (令第6条第1項2号) (令第6条第3項)

- ・ 休養施設・運動施設
- ・ 教養施設
- ・ 災害応対対策に必要な施設
- ・ 都道府県立自然公園のための施設
- ・ 公募対象公園施設である建築物

[S31当初、S32・S40・H5・H29改正]

[H5改正]

[S31当初]

[S31当初]

建蔽率の緩和



条例により建ぺい率を5%に緩和
民間事業者によりレストランを整備

出典：千葉市役所HP

条例により占用許可をした事例

○地方公共団体が条例で、仮設の占用物件を定めることが可能
(都市公園法施行令第12条)

【仮設の占用物件の設置事例】



提供：女川町

消防署仮設庁舎を条例に追加し、
都市公園内に設置
【女川運動公園(女川町)】



提供：福岡市

屋台を条例に追加し、都市公園内
に設置
【清流公園(福岡市)】

公園はいちばん緩やかな都市公共空間 法令の理解・法令ごおりの運用

大概のものが立地可能(公園施設)

- ・公園施設：幅広い規定(一部条例委任)
- ・建ぺい率：順次緩和 ⇒ 条例委任
- ・占用許可物件：順次緩和 ⇒ 仮設物は条例委任

(H29法改正：保育所等の社会福祉施設を追加)

地方公共団体以外の者(民間)も公園施設を置ける

- ・設置管理許可制度(S31から・M6から)

指定管理者制度が定着

大概のことがやれる 首長の裁量(条例で規定)

設置管理許可制度

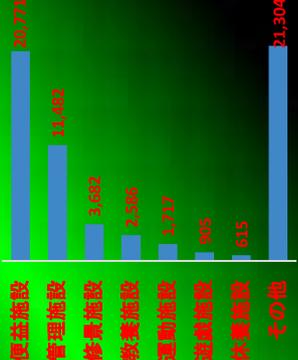
【民間事業者による公園施設の設置・管理事例】



富山県が飲食店を設置・管理する
民間事業者を公募し、スターバックス
スコヒーが出店
【富山県河津水公園(富山県)】

大阪市が再整備、管理運営を事業
者の負担により行う者を公募し、近
鉄不動産が、カフェ等を設置(天王
寺公園(大阪市))

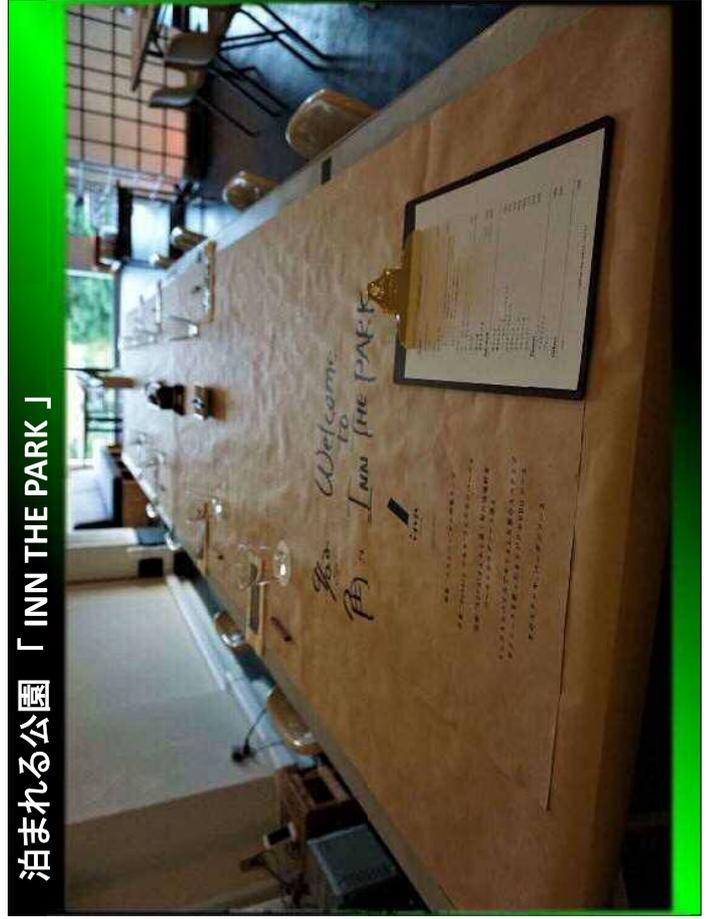
全国の都市公園で601の飲食店が
設置管理許可を活用





都立上野恩賜公園 (UENO3153・さくらテラス・BAMBOO GARDEN)

全て都立上野恩賜公園の公園施設 (設置管理許可)



泊まれる公園「INN THE PARK」

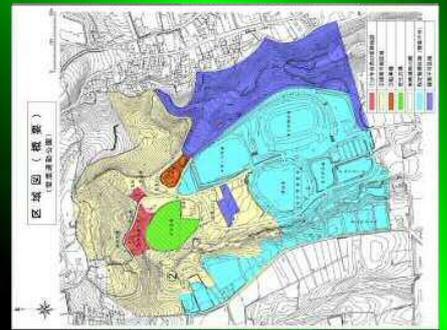


読売新聞

設置管理許可の事例

愛鷹運動公園(沼津市)：泊まれる公園「INN THE PARK」

- ・廃止された沼津市立少年自然の家を、公園施設として活用するための事業者を公募
- ・既存の宿泊棟を宿泊施設として、管理棟をサロン・カフェとしてリノベーション。芝生広場等を活用した体験型アクティビティとして、自然体験に加え、ナイトシアターやヨガ等を実施。



Top Facilities Stay Dining Activities Access Contact



管理許可の事例

豊砂公園(千葉市)



イオンモール(株)

- 管理**
- ・樹木剪定、草刈、除草、芝刈
 - ・園地、トイレ等の清掃
 - ・施設点検、補修
 - ・巡回、事故対応
 - ・報告(事業、収支、事故等)

- 運営**
- ・イベントの企画、実施
 - ・利用調整、利用承認

イベント開催による収益を管理に充当し、自己資金のみで実施



40,000人



25,000人



(イオンモール葛飾新都心、緑地型「イオン」の公園「イオンパーク」)

年間 303,000人

提供:イオンモール(株)

指定管理者制度十設置管理許可制度

いわみざわ公園(岩見沢市)

・年間約70万人が訪れる市の主要な観光地で、北海道グリーンランド(遊園地、スキー場)、バラ園等が設置

・公園の指定管理者である空知リゾートシテイ(株)が、遊園地内に巨大迷路やカイトフライヤーを設置管理許可により新設する等、観光客の誘致等に向けた取組を実施



平成27年に設置した巨大迷路



ローズフェスタ期間中早朝から開催される「朝のローズツアー」



公園施設の設置・管理制度(地域住民等の例)

○地方公共団体の許可を得て、地域住民等が主体となって公園施設を設置・管理することが可能
(都市公園法第5条)

【地域住民等による公園施設の設置・管理事例】



出典:広島市HP

地域住民が主体となった公園内の花壇の設置、管理
【複数の街区公園で実施(広島市)】

提供:横浜市

町内会が公園内の集会所の設置、管理
【港南台北公園(横浜市)】

公園はいちばん緩やかな都市公共空間 法令の理解・法令ごおりの運用

大概のものが立地可能(公園施設)

- ・公園施設:幅広い規定(一部条例委任)
- ・建ぺい率:順次緩和⇒条例委任
- ・占用許可物件:順次緩和⇒仮設物は条例委任
(H29法改正:保育所等の社会福祉施設を追加)

地方公共団体以外の者(民間)も公園施設を置ける

- ・設置管理許可制度(S31から・M6から)

指定管理者制度が定着

大概のことがやれる 首長の裁量(条例で規定)

指定管理者の事例

大阪城公園(大阪市):大阪城パークマネジメント共同事業体

- 指定管理者として、大阪城公園、野球場、西の丸庭園、茶室、天守閣、音楽堂の管理運営
- 既存施設の活用、新規施設の設置・運営

【事業内容】

- 事業対象区域:約105.5ha
- 事業期間:20年(平成27年4月～)
- 整備・管理にかかる費用:事業者負担

【事業の特徴】

- 市から事業者に対して代行料は払っていない。
- 事業者は、事業収支の中から基本納付金として、固定額(平成27年度から平成29年度までは22,600万円、平成30年度以降26,000万円)と、事業の収益から7%を変動納付金として市へ納付



【JO TERRACE OSAKA 577期】
別荘、レストラン、カフェ、和風体験、
ワンダーフォーゲル施設、インフォメーション 等

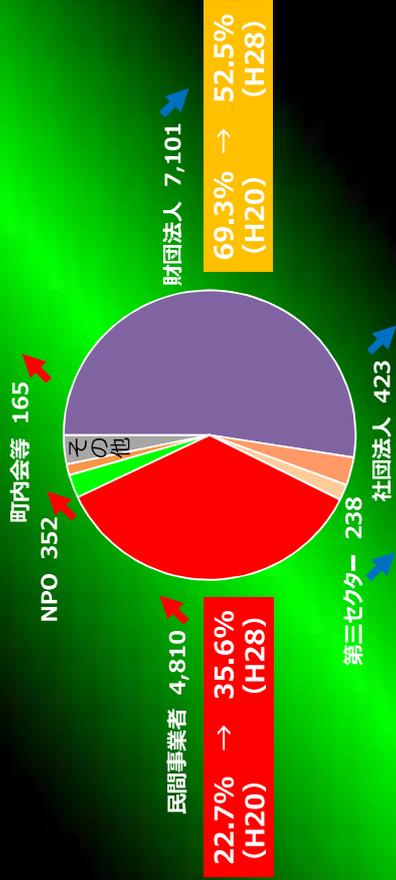


【MIRAZA OSAKA 610】
【1階】 売店、カフェ、レストラン 等 【屋上】 テラス(カフェ・バー) 【地下】 特・忍辱体験



指定管理者制度

指定管理者の現状 H28年度末



指定管理者制度導入の傾向・実情

対象となっている公園

比較的大きな公園(総合公園以上)
有料施設・運動施設等のある公園
単体の公園

指定管理者の属性

いわゆる「外郭団体」である法人
(小規模な公園の場合は地先自治会)

指定管理者制度導入の実態

小規模な公園を含んで
複数の公園を包括的に出していない
(ゾーン等で一括に出していない)

民間企業 や NPO法人等の
能力、ノウハウの導入が進んでいない

指定管理者制度の進歩的導入

都市公園を管理している地方公共団体数

1460

指定管理者制度を導入している地方公共団体数

965

小規模な公園を指定管理者に出している地方公共団体数

255

民間企業 や NPO法人 に小規模な公園を
(包括的に) 出している地方公共団体数

80

行為の制限に係る許可権限を指定管理者に付与していることを 条例で明文化しているか

明文化している

札幌市 (限定付き)
仙台市 (条件付き)
さいたま市
相模原市 (条件付き)
浜松市
名古屋市 (個別条例)
京都市
大阪府
大阪市
神戸市
広島市 (若干微妙)
福岡市
北九州市
熊本市

指定管理者制度自体が 普及していない

千葉市
静岡市 (大きな限定)
新潟市
堺市
岡山市

明文化していない

東京都
川崎市
横浜市
愛知県

公園はいちばん緩やかな都市公共空間 法令の理解・法令どおりの運用

大概のものが立地可能 (公園施設)

- 公園施設：幅広い規定 (一部条例委任)
- 建ぺい率：順次緩和 ⇒ 条例委任
- 占用許可物件：順次緩和 ⇒ 仮設物は条例委任
(H29法改正：保育所等の社会福祉施設を追加)

地方公共団体以外の者 (民間) も公園施設を置ける

- 設置管理許可制度 (S31から・M6から)

指定管理者制度が定着

大概のことがやれる 首長の裁量 (条例で規定)

条例に基づく行為の許可でできること

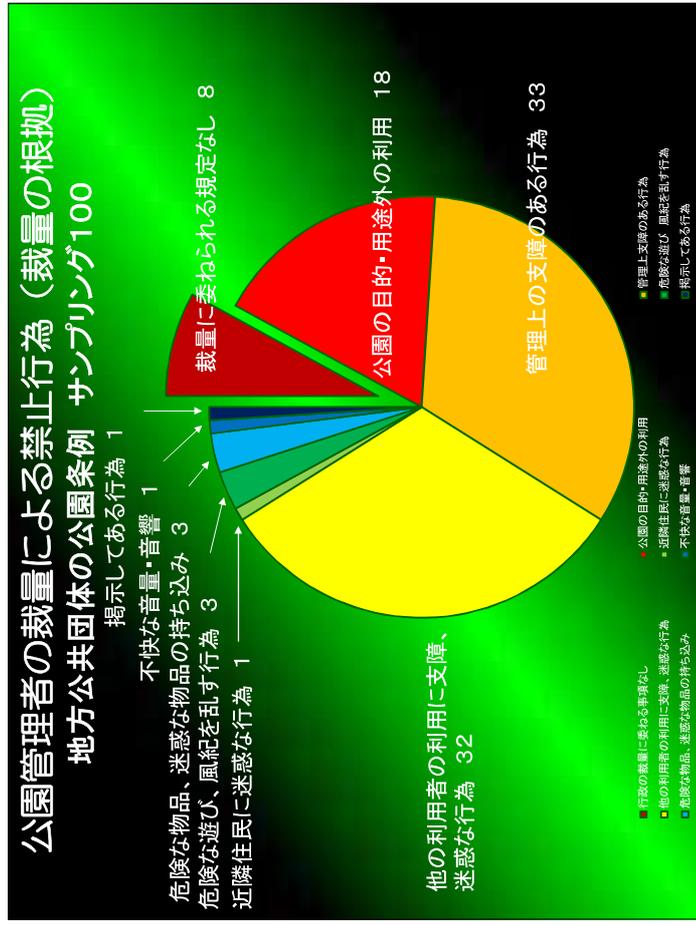
○地方公共団体が定める条例に基づく許可を得て、行事を開催することが可能



「日比谷アウトバーフフェスト」
【日比谷公園 (東京都)】
ドイツで有名なビール
祭典の日本版

「フリーマーケット」
【明治公園 (東京都)】
公園内の広場で出店
者が中古品等を販売

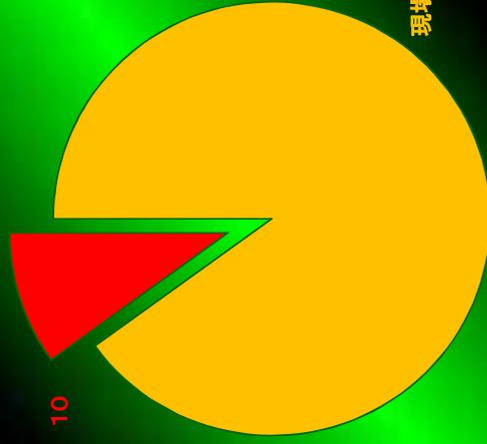
「レッドブル・エアックス
ファイターズ大阪」
【大阪城公園 (大阪市)】
仮設コースを走るフリー
スタイル・モトクロスイベント



禁止行為における現場の裁量

地方公共団体の公園条例 サンプルリング100

市長の定めを要する 10



● 現場の裁量 ● 市長の定めを要する

行為の禁止・行為の制限（須坂市都市公園条例）

（行為の制限）

第4条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、**市長の許可**を受けなければならない。

- (1) **行商、募金、その他これらに類する行為**をすること。
- (2) **業として写真又は映画を撮影**すること。
- (3) **興業**を行うこと。
- (4) **競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して利用**すること。

行為の禁止・行為の制限（須坂市都市公園条例）

（行為の禁止）

第6条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石の採取その他の土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (8) 指定された場所以外の場所で、たき火等の火気の使用をすること。
- (9) 水泳をすること。ただし、水泳設備を設けられた場所又は市長が許可したときはこの限りでない。

(10) **都市公園をその用途外に使用**すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、他人に危険を及ぼすおそれのある行為若しくは**迷惑をかける行為又は都市公園の管理上支障のある行為**をすること。

公有財産の
利活用 ■ ■ ■
■ 官民連携

国土交通省成長戦略(H22.5.17) (抜粋:分野:行政財産の商業利用)

項目	制度の現状	成長戦略上の課題	関係法令
道路空間のオープン化	立体道路制度の対象や道路占用制度に制約があることから、道路の上部空間や高架下等の民間開放が進んでいない。	既存道路の上下空間の民間開放による開発利益を活用した道路の整備・管理が進みにくい。	道路法等
河川空間のオープン化	河川敷地占用許可基準により、占用主体、占用施設が規制されている。	民間事業者が河川敷にオープンカフェやキャッチャーを設置することができている区域が指定されており、賑わいや新たなビジネスチャンスの創出を図る場所が限定されている。	河川法
都市公園における民間事業者の活用	都市公園における民間事業者の活用方法に関する、設置・管理許可制度、指定管理者制度、PFI法による事業について、制度の活用手法が十分に周知されていないこと等により民間事業者の活用が十分に進んでいない。	民間事業者を活用し、公園の魅力向上や整備・維持管理コストの削減が図られるよう、制度の活用に関する情報提供等の技術的支援を行う必要がある。	運用・実務上の問題

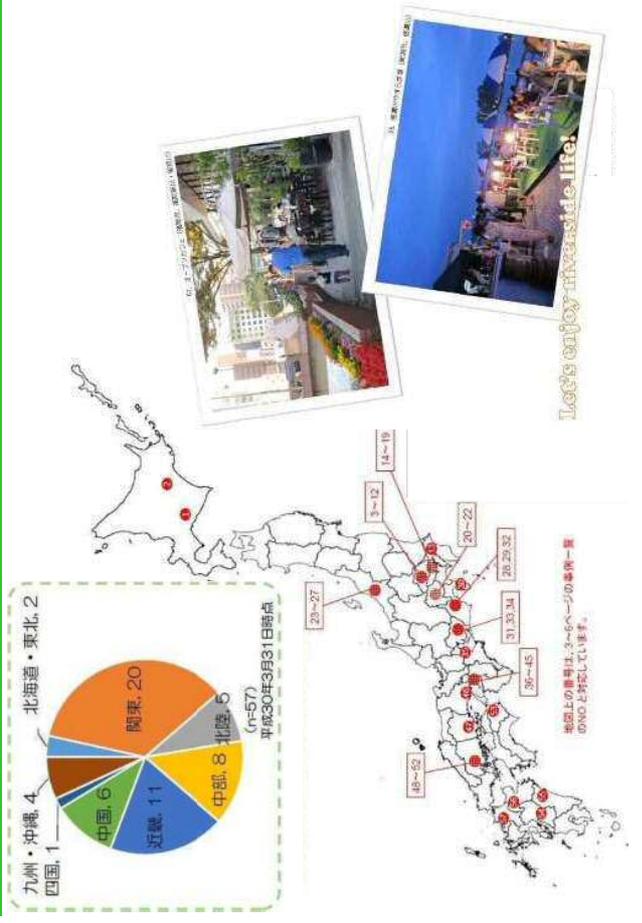


隅田川 隅田公園 オープンカフェ (タリーズ・コーヒー)

京橋川(太田川) 広島 オープンカフェ



河川空間のオープン化活用事例集 H307 国土交通省 水管理・国土保全局



河川空間の活用で街ににぎわいを！

(河川空間のオープン化～都市及び地域の再生のための河川敷地の占用に関する規制緩和～)



堀川・名古屋寺

地先事業者によるオープンカフェ、売店、可動式日よけ等の設置、にぎわい創出と魅力発信イベント。



道頓堀川・大阪市

民間事業者によるオープンカフェの設置やイベントの開催。



中之島地区(豊島川等)・大阪市

独立型店舗、水上レストラン、パワフル、テーブル、ベンチ、ワゴン等の設置やイベント利用等。



箕面川・箕面市

豊かな自然環境と歴史・文化的資源を活かし、町並みの整備とにぎわい空間の創出。茶屋や休憩所の設置。



京橋川・広島市

水辺のオープンカフェ(河岸緑地にカフェや売店等を設け、にぎわいのある水辺を創出)。



元安川・広島市

水辺のオープンカフェ(河岸緑地にカフェや売店等を設け、にぎわいのある水辺を創出)。



那珂川、薬院新川・福岡市

自店舗の前面にテーブル、椅子の設置を認めオープンカフェを実施。

河川空間のオープン化への背景・経緯

・ 従来、河川敷地の占用は、公的主体(地方公共団体・公益事業者等)が、公共性・公益性のある施設(公園、運動施設、橋梁、送電線等)を設置する場合には限られてきました。



・ 河川敷地を賑わいのある水辺空間として、積極的に活用したいという要望を受け、平成16年より民間事業者による河川敷地の利用を可能とする特例措置を一部区域において社会実験として実施してきました



・ 社会実験の結果及び行政財産の商業利用の促進の観点から、平成23年度より全国で民間事業者による河川敷地の利用が可能となりました。



新宿三丁目モア4番街 MOA 4 CAFE

グランフロント大阪



新橋三丁目アス4番街 MOXICAFE

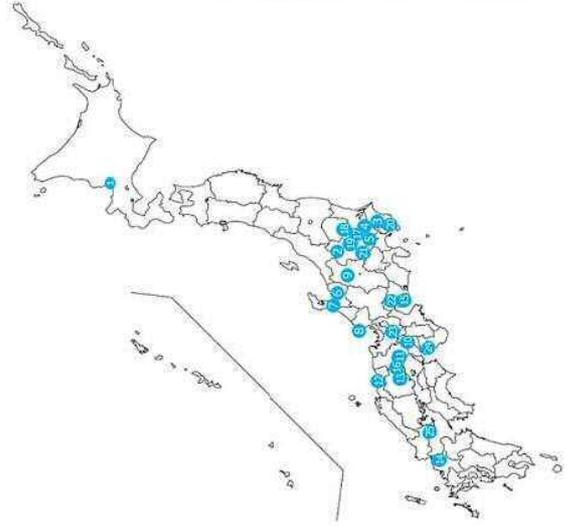


札幌駅前通り大通地区



道路占用許可特例 事例編 H30.12 国土交通省

● 道路占用許可の特例（平成30年12月末現在 38件）



1. 札幌大通まちづくり（株）（札幌市）
2. 船橋まちなかオープンカンファレンス推進協議会（船橋市）
3. 高崎まちなかコミュニティサイクリング推進協議会（高崎市）
4. 高崎まちなかコミュニティサイクリング推進協議会（高崎市）
5. 高崎まちなかコミュニティサイクリング推進協議会（高崎市）
6. 高崎まちなかコミュニティサイクリング推進協議会（高崎市）
7. 高崎まちなかコミュニティサイクリング推進協議会（高崎市）
8. 高崎まちなかコミュニティサイクリング推進協議会（高崎市）
9. 高崎まちなかコミュニティサイクリング推進協議会（高崎市）
10. 高崎まちなかコミュニティサイクリング推進協議会（高崎市）
11. 高崎まちなかコミュニティサイクリング推進協議会（高崎市）
12. 高崎まちなかコミュニティサイクリング推進協議会（高崎市）
13. 高崎まちなかコミュニティサイクリング推進協議会（高崎市）
14. NPO法人タウンモービルネットワーク北九州（北九州市）
15. まちづくり推進（北海道）
16. 道庁主体：株式会社旭山コンファレンス（旭山町）
17. ㈱ 田中まちづくり公社（徳島市）
18. NPO法人 夢窓まちづくり推進協議（宇都宮市）
19. ㈱ 223（宇都宮市）
20. 一般社団法人新築通りエリアマネジメント（堺区）
21. 株式会社まちづくり（徳島市）
22. 株式会社まちづくり（徳島市）
23. ㈱ 旭山コンファレンス（旭山町）
24. ㈱ 旭山コンファレンス（旭山町）
25. ㈱ 旭山コンファレンス（旭山町）